

第三管区海上保安本部公示第27号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月26日

第三管区海上保安本部長

福本 拓也（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 第三管区海上保安本部
国土交通省関東地方整備局 千葉港湾事務所
- （2）住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
千葉県千葉市中央区中央港1-11-2

2 水路測量を実施する区域及び期間

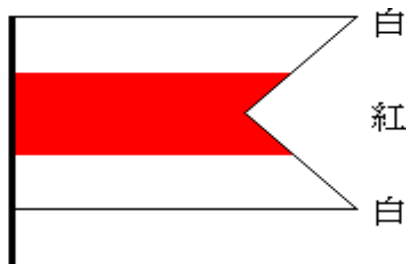
- （1）区 域 千葉港千葉区第1区（付図のとおり）
- （2）期 間 令和8年9月24日から令和8年10月16日

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）三管区水路通報に掲載する。

付 図

千葉港千葉区第1区補正測量

調査区域			浚渫区域		
点 名	緯 度	経 度	点 名	緯 度	経 度
C1	35° 35' 31.778"	140° 06' 28.458"	S1	35° 35' 31.051"	140° 06' 27.409"
C2	35° 35' 27.988"	140° 06' 29.308"	S2	35° 35' 28.209"	140° 06' 28.047"
C3	35° 35' 26.612"	140° 06' 28.148"	S3	35° 35' 27.967"	140° 06' 27.843"
C4	35° 35' 34.354"	140° 06' 14.414"	S4	35° 35' 34.602"	140° 06' 16.072"
C5	35° 35' 36.176"	140° 06' 15.955"	S5	35° 35' 35.310"	140° 06' 16.671"
C6	35° 35' 36.829"	140° 06' 19.508"	S6	35° 35' 35.750"	140° 06' 19.068"

- 調査区域
- 浚渫区域(-9.0m)
- 岸線測量
- 底質判別
- 測線方向

